

「ASNITE 試験事業者又は校正事業者認定の一般要求事項」の改正に係る意見及び回答について

	意見内容及びその理由	回 答
1	<p>【意見の該当箇所】</p> <p>【意 見】</p> <p>17025 に加えての一般要求事項ですので、以下の 2点は当然書かれるべきと思われます。</p> <p>1. BMCあるいはCMCの認定基準</p> <p>2. ロゴの使用法</p>	<p>【回答】</p> <p>BMC に関して認定基準に記載し、明確にしました。</p> <p>ロゴの使用法については、附属書に規定していますが、不足の事項について、明確にしました。</p>
2	<p>【意見の該当箇所】</p> <p>2. 適用範囲 2.1(1)及び(2)</p> <p>【意 見】</p> <p>ある範囲は、特定 2次標準器を使った JCSS で校正し、別の範囲は、海外 NMI からの供給を使った ASNITE 校正を行うような場合、この一般要求事項の文章を額面とおし読むと、ASNITE 認定は取れなくなります。対象を事業者ではなく、事業 (範囲) にすべきではないでしょうか？</p>	<p>【回 答】</p> <p>誤解を招かないよう以下のとおり、訂正し、明確にしました。</p> <p>(1)JCSS 登録制度の適用を受けられない<b>校正事業を行う(挿入)</b>校正事業者</p> <p>(2)も同様の訂正。</p>
3	<p>【意見の該当箇所】</p> <p>5.2 ……ただし、タイプ A又はタイプ Bによって評価された不確かさのある要因が全体の不確かさに重大に寄与する場合はそれを評価し、GUM 附属書 Gに従って適切な包含係数を算出し、表記するものとする。</p> <p>【意 見】</p> <p>この文章は、結局 95%と異なる包含係数を常に書けといっているのか、ほかのことを書こうとしているか不明です。</p> <p>標準不確かさによる不確かさの報告は認められますか。</p> <p>認定機関としては BMC に関してのポリシーを持たないと混乱すると思</p>	<p>【回 答】</p> <p>要求事項を明確にするため、以下のように訂正しました。</p> <p>「……包含係数(k)は信頼の水準約 95%に対応する区間を与えるものとして<b>通常</b>、k=2 を採用するものとする(修文)。ただし、タイプ A又はタイプ Bによって評価された不確かさについて、ある要因の自由度が全体の不確かさの有効自由度に重大に寄与し、その有効自由度に基づく95%の信頼の水準での包含係数 (k) が 2を超える場合、その要因の有効自由度を評価し、GUM 附属書 Gに従って適切な包含係数を算出し、表記</p>

	います。	<p>する。また、顧客及び関係者との合意があれば、合成標準不確かさとして報告してもよい。」</p> <p>最初に、拡張不確かさの形で表記することを原則としいるとおり、標準不確かさによる不確かさの報告は可能です。</p> <p>4. にBMC 及びCMC の用語の説明を加えると共に、5.1 認定基準(2)にBMC を認定基準とすることを明確にしました。</p>
4	<p>【意見の該当箇所】</p> <p>5.3.1</p> <p>【意見】</p> <p>ASNITE ロゴ付きの場合に限定できませんか。</p>	<p>【回答】</p> <p>認定シンボルを使用する場合に特定した要求事項とするため、以下のように訂正します。</p> <p>「<b>認定シンボルを使用する試験報告書・校正証明書…</b>」</p>
5	<p>【意見の該当箇所】</p> <p>5.3.2 (1)</p> <p>【意見】</p> <p>校正証明書に発行責任者と校正責任者を記載していますが、届け出ることが必要ですか。また、発行責任者の代理者は必ず必要ですか。</p>	<p>【回答】</p> <p>校正責任者については届出る必要はありません。また、代理者については、必要に応じて、指名してもかまいません。代理者の指名について、より誤解のないよう以下のとおり、訂正しました。</p> <p>「…届出ること。また、<b>必要であれば</b>、発行責任者…」</p>
6	<p>【意見の該当箇所】</p> <p>5.3.3 (2)</p> <p>【意見】校正証明書案作成までの期間を校正実施年月日としもかまわないですか。このように限定しているのは、特段の理由があるのですか。</p>	<p>【回答】</p> <p>ユーザの試験周期又は校正周期を勘案した場合、ユーザには校正実施日・試験実施日を知らせることが必要と考えます。</p>
7	<p>【意見の該当箇所】</p> <p>5.3.3 (3)</p> <p>【意見】</p>	<p>【回答】</p> <p>表明しても、かまいません。付属書1の記載文例に追記します。</p>

	<p>国家標準に対してトレーサブルであるとの表明もしているのでしょうか。</p>	<p>なお、当該事項には複製に関する要求とトレーサビリティの表記に関する容認事項が規定されており、複数の事項が規定されていますので、これらを分割し、以降の条項番号を順じ繰り下げます。</p>
8	<p>【意見の該当箇所】 5.3.5 【意見】 これは実際にあることですが、中国語あるいはスペイン語などの住所については、他の方法での記載が困難であり、申請書のままに発行する必要があります。フレキシビリティを持った規定としてください。</p>	<p>【回答】 依頼者が海外からの場合、日本語、英語のみの記述では対応できないことが想定されますので、当該事項は削除します。</p>
9	<p>【意見の該当箇所】 5.3.6 【意見】 校正証明書中では校正結果と備考とに表記を分けていますが、この要求事項が校正結果の部分に認定スコープ以外を記載することであることを明確にして下さい。</p>	<p>【回答】 明確にするため、以下のとおり、訂正しました。 「試験報告書・校正証明書の<b>結果欄</b>(には…)」</p>
10	<p>【意見の該当箇所】 7.2 (1) 【意見】 技能試験の受験区分が曖昧なので、明確に規定ください。</p>	<p>【回答】 技能試験の受験区分を明確にするため、以下のとおり、訂正しました。 「…認定を受ける前に<b>試験の主要区分・計量器等の区分(挿入)</b>の中で…」</p>
11	<p>【意見の該当箇所】 7.2 備考2) 【意見】</p>	<p>【回答】 ご意見の通りと考えますので、備考3を設け、以下のように規定します。</p>

	<p>談合の事実が判明した場合は別出しで即一時停止ではないでしょうか。</p>	<p>備考3) 談合の事実が判明した場合はその資格を一時停止又は取り消す。</p>
1 2	<p>【意見の該当箇所】 8. 【意見】 認定料金等について、手数料を具体的に規定できないでしょうか。</p>	<p>【回答】 対象認定区分及び手数料の算定方法については、「ASNITE 試験事業者又は校正事業者認定の取得の維持のための手引き」で紹介いたしますので、以下のとおり、訂正します。 「…手数料を支払わなければならない。契約検査の手料金は認定センターホームページで公表する手数料を参照のこと。」</p>
1 3	<p>【意見の該当箇所】 付属書1 【意見】 注1)の表記場所についてですが、適当ですか？</p>	<p>【回答】 適正な位置(校正マークの右上)に配置します。 併せて注2も文末に配置します。</p>
1 4	<p>【意見の該当箇所】 付属書1 注1 校正マークと校正ラベルの使用について 【意見】 校正ラベルと校正マークとどのように区別しているのですか。</p>	<p>【回答】 校正証明書に記載するものを校正マークと呼び、器物に貼付するものを校正ラベルとしていましたが、紛らわしいので、訂正します。</p>
1 5	<p>【意見の該当箇所】 付属書2 A5.(a) 【意見】 突然95%が出てきますが、合成標準不確かさを記載しているのではないですか。</p>	<p>【回答】 校正値を両側に拡張不確かさを拡張しても、仕様限界内である場合のことを記載しています。ご指摘の誤解を招く記述ですので、以下のとおり、明確にします。 「仕様限界が、拡張不確かさにより拡大された測定結果により…」</p>
1 6	<p>【意見の該当箇所】 付属書3 2. 【意見】</p>	<p>【回答】 関係職員を関係要員とし、以下のとおり、用語に追加します。 「2.7 関係要員：現地試験・校正要員、支援要員など現地試</p>

	関係職員について、具体的に記載して下さい。	験・校正に関係するすべての要員」
17	<p>【意見の該当箇所】            付属書3 3.</p> <p>【意見】            読みづらいので、17025 の要求事項の順序に合わせて並べ替えられませんか？</p>	<p>【回答】            基本的に要求事項にの順に準じていますが、さらにあわせるため、項目立てを以下のようにします。            3.4 環境 3.5 施設 設備及び機器等 3.6 トランスファスタグ・ド            3.7 測定の方法と手順 3.8 不確かさ…</p>
18	<p>【意見の該当箇所】            付属書3 3.2.1</p> <p>【意見】            品質文書は「規定する」ではなく、認定事業者の品質システムにおいて「規定を文書化すること」とでも書いていただけるととても要求事項が明確になると考えます</p>	<p>【回答】            ご意見のとおりですので、以下のとおり、訂正します。            「現地での校正手順等について、文書化していること。…」</p>
19	<p>【意見の該当箇所】            付属書3 3.2.2</p> <p>【意見】            この規定は何を想定して設けているのですか。</p>	<p>【回答】            当該規定は現地測定場所において、利用できることを規定したものであるため、より明確にするため、以下のとおり、訂正します。            「…関連部分は<b>現地で</b>、現地試験・校正要員が…」</p>
20	<p>【意見の該当箇所】            付属書3 3.2.4</p> <p>【意見】            3.2.3と類似の規定なので、3.2.3 にまとめる方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>【回答】            当該規定は 3.2.3 と類似の規定ですので、3.2.3 に2項目をあわせた規定に訂正します。</p>
21	<p>【意見の該当箇所】            付属書3 3.8</p>	<p>【回答】            5.1 の認定基準に最高測定能力を規定します。</p>

	<p><b>【意見】</b>  現地校正における最高測定能力に関する方針が必要ではないか。</p>	
2 2	<p><b>【意見の該当箇所】</b>  付属書3 3.8 宣言された現地校正の最高測定能力は、可能な場合、審査員の測定監査等によって確認されなければならない。</p> <p><b>【意見】</b>  現地校正における測定監査は実現できるのでしょうか。</p>	<p><b>【回答】</b>  現在も、ご指摘のように自社の持つ施設を使用して測定監査を実施する場合がありますし、認定センターが校正場所及び仲介器を指定して測定監査を実施したりしています。</p>
2 3	<p><b>【意見の該当箇所】</b>  付属書4 1.</p> <p><b>【意見】</b>  校正対象事業所が17025認定を取得していれば、かなり、要求事項が省略出来ると考えます。</p>	<p><b>【回答】</b>  17025認定をとっていない場合もありますので、その前提で必要な事項を規定しています。</p>
2 4	<p><b>【意見の該当箇所】</b>  付属書4 3.2.3 参考 ……あるいは遠隔校正用仲介器の校正値を支援要員と顧客に海事しない等の手段が考えられる。</p> <p><b>【意見】</b>  規定の意味がわかりません。</p>	<p><b>【回答】</b>  校正値の不明な仲介器をもちいることにより、支援要員が恣意的なデータの報告をすることを防止すること方法を紹介しています。</p>
2 5	<p><b>【意見の該当箇所】</b>  付属書3 3.7.4 支援要員が行う作業をビデオモニター等により、リアルタイムで監視・監督することにより、</p> <p><b>【意見】</b>  これは実現がなかなか難しい要求事項です。こちらで誰かがずっとモニターを見るのですか？そのエビデンスはモニターを見ているNMIJ要員のビデオ録画ですか？あるいはビデオモニターがありさえすれば要求事</p>	<p><b>【回答】</b>  校正事業者が確実に支援要員を監視し、適切に業務を行うことを規定したもので、ビデオモニターのみによる監視を規定したものではないので、当該文言は削除し、以下のように訂正します。  「遠隔校正事業者は、監視やデータ確認等の手段により規定した手順に従って支援要員……」</p>

	項に適合しているとみなせるのですか。	
26	<p>【意見の該当箇所】          付属書3 3.9.6 遠隔校正の校正・測定能力は、遠隔校正事業者によって宣言されなくてはならない。</p> <p>【意見】          BMC と CMC の問題がありますが、統一した方が良いのでは</p>	<p>【回答】          校正・測定能力を最高測定能力に訂正します。</p>
27	<p>【意見の該当箇所】          付属書4 3.9.7 不確かさのバジェットには、遠隔校正事業者における遠隔校正用仲介器の取扱い…</p> <p>【意見】          この要求事項の意味が不明です。</p>	<p>【回答】          遠隔校正における測定の不確かさを評価する際の遠隔校正特有の要因も評価しなければならないことを要求するとともに、その具体的要因を列挙していますがより明確にするため、以下のとおり、訂正します。</p> <p>「<b>測定の不確かさを評価する場合には、遠隔校正における遠隔校正用仲介器の安定性…遠隔校正特有の不確かさ要因も考慮されること。</b></p>
28	<p>【意見の該当箇所】          付属書5</p> <p>【意見】          試験証明書の記載が散見します。試験報告書に統一することは可能ですか。</p>	<p>【回答】          間違いです。          試験報告書に統一します。</p>
29	<p>【意見の該当箇所】          付属書5</p> <p>【意見】          1つの校正証明書で、JCSS と asnite の二つのロゴが共存することはありえないですか？</p>	<p>【回答】          一つの校正証明書でMRA 対応 JCSS 登録事業と ASNITE 事業の共存はありえます。</p> <p>非MRA 対応 JCSS 登録事業と ASNITE の共存はILAC 認定シンボルの使用制限の関係で現在のところ、共存は考えておりません。</p> <p>その旨、3.として、規定します。</p>

